

岩手県幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア活動実施要領

(平成 20 年 3 月 31 日自第 669 号)

(趣旨)

第 1 この要領は、県民の鳥獣保護思想の高揚を図るとともに、幼傷病野生鳥獣の野生復帰の促進を図るための保護飼養等に従事する幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア（以下「ボランティア」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境センター所長をいう。
- (2) 総括課長 岩手県環境生活部自然保護課総括課長をいう。
- (3) センター 岩手県鳥獣保護センターをいう。
- (4) 保護飼養 傷病等により保護を要する野生鳥獣の保護のための飼養をいう。
- (5) 保護捕獲 傷病等により保護を要する野生鳥獣の保護のための捕獲をいう。
- (6) 鳥獣保護法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）をいう。
- (7) 鳥獣保護法施行規則 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）をいう。
- (8) 鳥獣保護法施行細則 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年岩手県規則第 25 号）をいう。

(ボランティア区分)

第 3 ボランティアは、飼養ボランティア及び一般ボランティアとし、それぞれ次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 飼養ボランティア
幼傷病野生鳥獣について、自宅で保護飼養を行う。
- (2) 一般ボランティア
センターにおいて、幼傷病野生鳥獣の保護飼養の補助を行う。

(応募及び要件)

第 4 ボランティアを希望する者は、「幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア申込書・推薦書」（様式第 1 号）をボランティア活動の開始予定日の 3 週間前までに部長等に提出するものとし、部長等は内容を審査のうえ、適当と認められる者を総括課長に推薦するも

のとする。

ただし、一般ボランティアのみを希望する者にあつては、部長等の推薦を要しないものとし、部長等は内容を確認のうえ、センターを経由して総括課長に進達するものとする。

2 飼養ボランティアは、次の各号の条件を、一般ボランティアは第1号及び第2号の条件を満たしていることを要件とする。

(1) 岩手県内に在住していること

(2) 募集の日現在で18歳以上であること（未成年者にあつては、保護者の同意を得るものとする。）

(3) 幼傷病野生鳥獣を、一定の期間、責任を持って保護飼養できる意志を有すること

(4) 鳥かご等の飼養用具又は飼養施設を有すること

(5) 近隣住民とのトラブル等の生じるおそれがないこと

(6) 飼養中いかなる事態が生じた場合でも、本人が責任をもって対処できること

（委嘱）

第5 総括課長は、第4第1項により推薦又は進達のあつた者をボランティアとして登録し、「委嘱状」（様式第2号）を交付するものとする。

2 総括課長は前項の規定によりボランティア登録を行った場合は、部長等に通知するものとする。

3 ボランティアの任期は、委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。

（保護飼養の依頼）

第6 部長等は、幼傷病野生鳥獣のうち、飼養ボランティアに依頼することが適当であると認めるものについて、「幼傷病野生鳥獣保護飼養依頼書」（様式第3号。以下「依頼書」という。）により保護飼養を依頼するものとする。

2 「依頼書」に記載する飼養期間は、依頼日から当該年度の3月31日までの範囲内とし、その範囲内においては必要に応じて再度保護飼養を依頼できるものとする。

3 前項に掲げる飼養期間を過ぎて、再度保護飼養を依頼するときであつて、当該鳥獣が狩猟鳥獣である場合は、部長等は、「依頼書」を交付するものとする。

4 第2項に掲げる飼養期間を過ぎて、再度保護飼養を依頼するときであつて、当該鳥獣が狩猟鳥獣以外である場合は、部長等は、あらかじめ鳥獣保護法第19条の規定による飼養登録を行ったうえで、飼養ボランティアに対し「依頼書」とともに「登録票」（鳥獣保護法施行規則様式第五）を交付するものとし、飼養ボランティアは、鳥獣保護法施行細則第7条の「登録鳥獣譲受等届」を部長等に提出するものとする。

5 総括課長は、センターに保護収容している幼傷病野生鳥獣のうち、飼養ボランティアに依頼することが適当であると認めるものについて、飼養ボランティアの住所

地所管の部長等に対し飼養ボランティアによる保護飼養の依頼を行うものとする。

（対象鳥獣）

第 7 飼養ボランティアに保護飼養を依頼する幼傷病野生鳥獣は、次の各号のいずれかに該当する野生鳥獣を除くものとする。

- （1）明らかに感染症の疑いがあるもの
- （2）人に危害を及ぼすおそれのあるクマなどの大型の鳥獣
- （3）猛禽類のうち種の保存法において国内希少野生動植物種に指定されている種
- （4）ペットや家畜類

（保護飼養業務の管理）

第 8 飼養ボランティアは、保護飼養を依頼された際、「幼傷病野生鳥獣飼養記録簿」（様式第 4 号。以下「記録簿」という。）を作成するものとする。

2 飼養ボランティアは、幼傷病野生鳥獣の放鳥獣、死亡又はセンターへの移送等により保護飼養が終了したとき又は飼養期間を超えたときは、「依頼書」及び第 6 第 4 項による保護飼養の依頼を受けた飼養ボランティアにあつては「登録票」を部長等に返納するとともに、前項に掲げる「記録簿」を併せて提出するものとする。

3 部長等は、「幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア台帳」（様式第 5 号）を整備するものとする。

（一般ボランティア）

第 9 一般ボランティアは、活動を行う前に「誓約書」（様式第 6 号）を総括課長に提出するものとし、委嘱を受けた者は、事前にセンターで研修を受けるものとする。

2 一般ボランティアは、活動を行う際には、事前にセンターと協議のうえ活動内容及び日時等を決定することとする。

3 センターは前項の内容について、速やかに自然保護課に連絡するものとする。

4 センターは、各月ごとに「一般ボランティア活動実績報告書」（様式第 7 号）を作成し、自然保護課に提出するものとする。

（捕獲許可）

第 10 ボランティア（未成年者を除く）で、保護捕獲を行うために、鳥獣保護法第 9 条の規定による鳥獣捕獲許可を希望する者は、毎年度、「承諾書」（様式第 8 号）を部長等に提出するものとする。

2 「承諾書」の提出を受けた部長等は、「承諾書」を提出したボランティアを当該年度における保護捕獲許可に係る鳥獣保護法施行細則第 2 条第 2 項の「従事者証交付申請書」に記載し、従事者に加えるとともに、当該ボランティアに対して従事者証

を交付するものとする。

- 3 保護捕獲の経験のないボランティアにあっては、センターが開催する幼傷病野生鳥獣捕獲講習会を受講してから、保護捕獲を行うものとする。

(保護捕獲業務の管理)

第 11 ボランティアは、保護捕獲を行った場合は、速やかに「傷病等鳥獣保護捕獲調書」(様式第 9 号。以下「調書」という。)を作成するものとする。

- 2 ボランティアは、毎月 5 日までに前月分の「調書」をとりまとめ、部長等に提出するものとする。
- 3 ボランティアから「調書」の提出を受けた部長等は、速やかに「調書」の写しを総括課長に提出するものとする。

(ボランティアの責務)

第 12 ボランティアは、保護飼養及び保護捕獲について、誠実にこれを行わなければならない。

- 2 ボランティアは、保護飼養若しくは保護捕獲の方法又は放鳥獣若しくはセンターへの移送のための個体の引渡し等について部長等の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。
- 3 ボランティアは、保護飼養及び保護捕獲の業務を第三者に委託してはならない。
- 4 一般ボランティアは、その活動に当たってセンターの指示に従わなければならない。

(費用負担)

第 13 保護飼養に要する経費及び保護飼養中の個体により生じた損害、保護捕獲に要する経費及び保護捕獲により生じた損害については、ボランティアが負担するものとする。

- 2 一般ボランティアは、活動に要する経費及び活動により生じた損害、鳥獣保護センターへ通う際に要する経費及び鳥獣保護センターへ通う際に生じた損害について、負担するものとする。

(ボランティア活動保険)

第 14 総括課長は、ボランティアに対し「ボランティア活動保険」の加入を促すこととする。ただし、「ボランティア活動保険」に係る保険料は、ボランティアが負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般ボランティアに係る「ボランティア活動保険」の保険料は、岩手県が負担するものとする。

(委嘱の取消し)

第 15 総括課長は、ボランティアがこの要領に違反した場合その他ボランティアとしての適性を欠くと認める場合には、当該ボランティアの委嘱を取り消すことがある。

(活動状況等の報告)

第 16 総括課長は、ボランティアの活動状況等について、ボランティア、部長等、その他の関係者から報告を求めることがある。

(その他)

第 17 この要領に定めるもののほか、ボランティア活動の実施に関して必要な事項は、総括課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領第 5 第 3 項の規定により平成 26 年度中に委嘱したボランティアの任期は、なお従前の例による。